

【記載例】赤字の部分が記載例です。申請書には黒字で記載してください。

別記様式第1号その1(ア)(第1条の3関係)

資料区分	11	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署					
許可証番号		許可年月日	5. 令和	年	月	日

古物商
~~古物市場主~~ 許可申請書

提出日を記載

古物営業法第5条第1項の規定により許可を申請します。

令和〇〇 年 〇〇月 〇〇日

愛知県 公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所
名古屋市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号
愛 警

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主	許可証に旧姓を使用した氏名の記載を希望する方又は、外国籍を有する方で通称の記載を希望する場合は、角括弧内に旧姓を使用した氏名又は通称を記載
氏名 又は名称	(フリガナ) アイ ケイ [アイチ タロウ] (漢字) 愛 警 [愛知 太郎]	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人	
生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 0 1 2 3 4 5 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	外国籍を有する方は、西暦で記載
住所 又は居所	都道府県 名古屋市〇〇 市区町村 〇〇丁目〇〇番〇〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番 (内線 〇〇〇)	住民票のとおり記載
行商をしようとする者であるかどうかの別	1. する 2. しない	
主として取り扱うとする古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類 (いずれか1つに〇を付けること)	
代表者等	種別 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人 氏名 (フリガナ) _____ (漢字) _____ 生年月日 西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 0 1 2 3 4 5 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 住所 都道府県 _____ 市区町村 _____ 電話 () - 番 (内線) 本(国)籍 ()	営業所を離れて取引を行う 営業形態の場合→1 営業所のみで取引を行う営業形態の場合→2 1つ選択し〇をつける 欄外に「旧姓の記載を希望します」又は「通称の記載を希望します」等と記載

- 記載要領
- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
 - 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

旧姓の記載を希望します
又は
通称の記載を希望します

別記様式第1号その2（第1条の3関係）

(/)

資料区分	13		受理年月日	5. 令和		年		月		日
受理警察署		(署)	許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主						
許可証番号			許可年月日	5. 令和		年		月		日
所轄警察署		(署)								
営業所等所在都道府県			営業所等整理番号							

主たる営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場									
	名称	(フリガナ) コノハトゲイデン (漢字) コノハ時計店									
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 愛知 都道府県 市 区 町 村 〇〇〇町〇〇番地 〇〇ビル1階 電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番 (内線)									
	取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣 類 03 時計・宝飾品類 04 自 動 車 05 自動二輪車・原付 06 自 転 車 類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機 械 工 具 類 10 道 具 類 11 皮革・ゴム製品類 12 書 籍 13 金 券 類									
	氏名	(フリガナ) アイゲイ (漢字) 愛 警 営業所で取り扱う区分を選択し○をつける（複数可）									
生年月日	西暦	明治	大正	昭和	平成	令和	年	月	日	外国籍を有する方は、西暦で記載	
住 所	都道府県 名古屋市 市 区 町 村 〇〇丁目〇〇番〇〇号 電話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇 番 (内線) 住民票のとおり記載 本(国)籍 ()										

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

別記様式第 1 号その 4 (第 1 条の 3 関係)

ホームページを開設して、相手と非対面取引する場合→1

[illegible]

記載要領

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。